

平成 1 9 年 8 月 9 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

# 平成 1 9 年第 1 5 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第15回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成19年8月9日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 3時42分  
休憩 午後 2時12分~午後2時28分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

- 3 出席委員 藤本 靖 古木 光義  
牧野 征夫 小林 章子  
大澤 祥一

署名委員 小林 章子

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	学校給食課長	石井 雅隆
生涯学習推進センター長	宿澤 正則	体育課長	田中 博
図書館長	藤田 力		

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

## 案 件

### 1 議案

- ( 1 ) 議案第 1 0 号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- ( 2 ) 議案第 1 1 号 立川市地域学習館条例施行規則について

### 2 報告

- ( 1 ) 夏季休業中の各学校の教育活動について
- ( 2 ) 市民交流大学の準備状況について

### 3 その他

平成19年第15回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年8月9日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第10号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 立川市地域学習館条例施行規則について

2 報告

- (1) 夏季休業中の各学校の教育活動について
- (2) 市民交流大学の準備状況について

3 その他

午後 1時30分開会

### 開会の辞

**藤本委員長** 皆さん、こんにちは。大変暑いですが、お元気でしょうか。ただいまから、平成19年第15回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小林委員、お願いします。

**小林委員** はい。

**藤本委員長** 本日は、ご案内のとおり、議案2件、報告2件、その他となっております。

### 議案

#### (1) 議案第10号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

**藤本委員長** それでは、議案から入らせていただきます。

(1) 議案第10号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について。指導課長、お願いします。

**樋口指導課長** それでは、議案第10号でございます。立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則についてということで、議案の提出につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきますと、管理運営規則の一部を改正する規則ということで、左側が改正後、右側が改正前ということになっております。まず、そのことからご説明させていただきます。

改正部分に関連したところを抽出させていただいておりますが、改正後という左側の部分でございますけれども、第6条、(校長の職務)に第6条の2といたしまして、(統括校長)、第6条の2、学校に委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる。

さらに続けまして、第7条の3の続きの4といたしまして、(主任教諭及び主任養護教諭)、第7条の4、学校に特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2、学校に特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる、でございます。

さらに進めまして、第10条の(1)番。ここは下線部分の修正でございます。現在の「心障学級指導員」という用語を、本年4月1日から特別支援教育が始まりまして、心身障害学級も特別支援学級と名称変更いたしておりますので、「特別支援学級指導員」という形で、これは文言の修正をさせていただいております。

そして、第10条の4といたしまして、(部活動)、第10条の4、学校は、生徒の心や体の健やかな成長を目的とし、学校の管理下で計画される教育活動として部活動を設置及び運営するものとする。

2、校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として行わせることができる。

3、校長は、所属職員（事務職員等を除く。）の部活動指導の補助として、委員会が承認する外部の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。

附則のところをご覧いただきまして、以上の部分でございますけれども、統括校長の職の設置、主任教諭及び主任養護教諭の職の設置につきましては、平成20年4月1日からの施行。また、先程の心身障害学級特別支援教育というように文言を改めた部分に関しましては、平成19年4月1日からの適用ということでの改正を図ってまいりたいというように考えております。大きな改正の部分で申し上げますと、2点、新たな職の設置、そして部活動の管理運営規則の位置づけという点になるかというように思います。

それでは、まず、統括校長、主任教諭及び主任養護教諭の設置につきましてのご説明をさせていただきます。

平成19年6月28日、19教人勤第78号におきまして、東京都教育委員会教育長より立川市教育委員会教育長への依頼がございました。職の分化に伴う区市町村立学校管理運営規則の改正についてということでございます。

本年の6月28日に開催されました東京都教育委員会の第11回定例会におきまして、都立学校の管理運営規則を改正いたしまして、校長、教諭及び養護教諭の職を、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づき分化し、平成20年4月から都立学校に新たに統括校長、主任教諭及び養護教諭の職を設置することと東京都教育委員会はいたしました。東京都教育委員会では、教育職員の適切な任用管理の点等から、全校種及び全区市町村で、同時にこの新たな職の設置をすることが望ましいと考えておる。ついては、立川市教育委員会においても学校管理運営規則を改正し、統括校長、主任教諭及び主任養護教諭の職を規定されますようよろしく願いいたしますという、このような依頼がまいっております。

それにつきまして、市教育委員会としての検討をいたしまして、本日のようなご提案をさせていただいているところですが、本市の学校教育において、この職の分化、新たな職の設置が学校教育にプラスになるものであると、そのような判断をいたしましたわけですが、そのことについてもう少し説明をいたします。

第1には、教育職員の任命権者である東京都教育委員会が教育職員の適切な任用管理のためにこの改正の見直しを図っている点をかんがみまして、まず、教員の年功的一律的な任用又は給与制度の見直し、こういう部分が一つには大きな点でございます。

実際に児童指導、生徒指導、非常に熱心に取り組み、学校運営にも組織の一員として積極的に貢献している教員がいる反面、学習指導、生活指導面でも、また学校運営の参画の面でも期待に十分応え切れていない教員も一部にはいるという点がございます。すべての教諭の資質の一層の向上を図って、学校の課題解決を高めて、学校全体の教育力を向上するためにも職務の困難度や責任の度合いに応じての教諭の職の分化を行って、給与もそれに応じたものになるように見直しを図られるという東京都教育委員会の考え方、そのことを理解してま

いりたいと考えておることが1点でございます。

第2点目には、学校の組織的課題解決能力の向上ということで、平成15年度から学校には経営層である校長、副校長と、実践層である教諭との調整的な役割を担って教諭等をリードしていく指導監督層である主幹が設置されております。主幹が、現在教諭に対して的確に仕事を割り振りながら、進行管理や分掌間の調整を行うことを職責としております。しかしながら、さらに学校の組織的課題解決能力を向上させていくために、この実践層である教諭が学校組織の一員として主幹の進行管理のもとでより適切に校務を分掌していくことが大切であると考えております。

このため、主幹を補佐し、学校運営に積極的に貢献することを実践層の中心となる主任教諭の重要な役割として明確にされております。主幹を補佐しながら、教諭をまとめながら、学校の教職員間の意思疎通、共通理解を深めながら、学校の組織的課題解決の能力を鋭意一層高まるものと期待されているという点がございます。

第3点目には、今後10年間で現在の教職員の約3分の1が退職するというような状況を迎えております。現在、東京におきましては、高度経済成長期の人口集中、第2次ベビーブームに対応した教諭の大量採用がございましたけれども、この年代、50代の教諭は、今後10年間で退職をしながら、約3分の1が入れ代わっていく。また、全国的には少子高齢化が進行してございますが、東京都の人口は、転入が転出を上回る状況が続いている。これに伴い、児童・生徒数も増加傾向にある。今後10年間、教諭の大量採用が避けられない。学校にも若手教員が多数入ってくることになる。そのようなことから、若手教員の組織的な育成というものが東京の、また立川の教育水準の維持向上のための課題であるというところでございます。

そのために、大量に採用されていく若手教員に対して、主任教諭が指導、助言、支援、そのようなことを行いながら、また、教員も新採段階からの計画的な自分自身の人材育成、そういうものを自身の力でも図っていく。つまりは、若手教諭自身が主任教諭昇任を目指しながら、主幹や先輩である主任教諭から助言や支援を受けながら、学習指導、生活指導の力、学校組織の一員としての力量を向上させていく仕組みをつくっていく。そういう点でも重要であるというように考えます。

第4点目に、統括校長の設置ということでございますが、東京都教育委員会では、この設置の趣旨といたしまして、各区市町村の教育委員会でも教育改革の先進的な取り組みを推進したり、その成果を全体に還元する役割を担う学校、他校に見られない困難な課題を抱え、改善、改革が必要になっている学校などに統括校長を配置することが望ましい。そのような学校を選定しながら、特にすぐれたリーダーシップのある校長を統括校長で配置していくことが望ましい、そのような考え方に立っております。

以上のことが規則改正の背景、趣旨でございますけれども、今後につきましては、一番初めに申し上げたように、これは給与改定の部分もございますので、全区市町村教育委員会が規則改正をすべて行われた段階で、東京都教育委員会は、東京都人事委員会に対して新しい

職層構造に見合った給与体系の設定を行うというように要望していくというような考え方でございます。平成 19 年秋以降の人事委員会勧告、給与改定交渉を経て決定されていくことになっております。現時点では、平成 20 年 4 月 1 日実施が予定されているところであります。

しかしながら、6 月 20 日に国会におきましても教育関連三法案が成立いたしまして、法として副校長、主幹、また指導教諭というような職が設置されることになってきております。このことについても、今後、東京都教育委員会におきましては、所要の規定整備を行って、別途検討しながら制度化を図っていくというようなことを検討しているというところがございます。

今後の運用につきましては、またご質問等をいただけたところかなと思いますけれども、まずは規則の改正という部分についての趣旨等についてご説明させていただきました。

それでは、部活動につきましてご説明をさせていただきます。

部活動につきましては、18 教指企第 384 号におきまして、平成 18 年 8 月 31 日に東京都教育委員会教育長より立川市教育委員会教育長に対しまして、都教育委員会では、部活動についての管理運営規則を改正しての明確な根拠規定をつくりながら改正を行った。ついては、立川市教育委員会においても部活動の教育的意義にかんがみ、その位置づけ等について検討し、部活動の振興についてご協力をお願いしたいというような通知がまいったところがございます。

そのことにつきましては、教育委員の皆様にもご説明をさせていただきながら、中学校校長会とも検討を行いまして、本日のような形で規則改正のご提案をさせていただいたところでございます。

都教育委員会と同様に、既に平成 19 年 4 月 1 日より部活動について規則改正を行って施行を実施している市は 10 市でございます。市全体の数で申し上げますと 38%、中学校数で申し上げますと 47%ということになるかと思います。また、本市と同様に、平成 20 年 4 月 1 日施行を目指し検討中の市は 11 市、未定が 3 市、調査段階では不明という市が 2 市ございました。

部活動につきましては、明確な根拠がなく、とらえ方が種々ございまして、部活動の基本とした根拠づくりを行っていこうというところを一番のねらいとしております。学校教育における部活動の位置づけを明確にしまして、一層の振興を図るために部活動を学校の教育活動の一環として規定してまいりたいと思います。

このことによりまして、校長は、経営方針として、部活動の目的や計画を明確にすることができるとともに、教員に対して校務として部活動を行わせることができるようになる、その点について、より一層校長のリーダーシップが発揮できるのではないかとというようなことを期待しているところでございます。

また、都教育委員会と違いまして立川市教育委員会におきましては、外部指導員制度の導入は、10 年以上前から、非常に早い段階から外部指導員制度を取り入れてございます。このことについても、今回、規則において明確にすることによって整理をしてまいりたいと考え



ております。

今後、この改正を立川市における部活動の活性化につなげてまいりたいと考えてございます。このように学校教育の活動の一環であるということを明確にすることによって、例えば、特色ある教育の交付金に部活動活性化に関わる支出が行われるようにする、あるいは、従来お礼として謝金の形でお支払いしていた外部指導員の方々に対して、現在、夏行われております夏季プール補助員と同様に、時間賃金でのお支払いもできるのではないかと、そのようなことも検討を図ってまいりたいというように考えてございます。

管理運営規則で、今議案として提出させていただいたものにつきましては、立川市として、まず、部活動のねらいというものは何なのかという目的を明確にさせていただいた点、学校の管理下での計画的な教育活動であるという点、今申し上げたように、校長がその権限と責任の中で部活動の指導業務を校務として行わせることもできるということにした点、また、外部指導員を整理しまして、指導補助として教育委員会が承認する外部の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。現在行っていることを明確にさせていただいて、このようなことを改正させていただいてございます。

しかしながら、中学校部活動全体の課題解決が100%図れるというようには考えてございません。難しい課題もございます。部活動につきましては、教員の自主的、自発的な教育活動という部分が大変多いものでございますので、そのあたりもまた今後課題にしていかなければならないと同時に、今後の学習指導要領の改定でございますとか、また、都教育委員会の動向も見据えて、また部活動改善の前進を図れるようにしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、ご説明でございます。長くなりまして申しわけございませんでした。

**藤本委員長** ありがとうございます。牧野委員、何か。

**牧野委員** 幾つかあるんですけども、1点目だけ。校長の統括の部分ですね。今、話の中では、困難校の中でという部分と、校長会のリーダー的な部分で、統括になれそうな校長さんを統括校長として指名するというところでいいわけですよ。大体2点ぐらいの中から統括を選びたいというのが一般的な考えですよ。統括範囲です。

**藤本委員長** 指導課長。

**樋口指導課長** 統括校長は、重要困難な校長の職として設置されるものでございます。まだ現在、仮称でございます。学校を管理するという基本的な職務内容、重責に加え、次のような職務を担うということでございます。1点目、教育の先進的な取り組みを推進するとともに、その成果を全体に還元する役割を担う学校の校長職。2点目、他校には見られない困難な課題を抱え、特に改善、改革が必要とされている学校の校長職。3点目、統廃合や学校選択制など社会の動向を背景として、地域保護者からの高い期待に応えられる責務を負う学校の校長職。4点目、複数課程、学校規模、教職員数、分校・分教室設置等により管理の困難度が高い学校の校長職というような設置基準。つまり、統括校長職配置予定をする学校の設置基準を東京都教育委員会ではこのように考えており、区市町村教育委員会においても、こ

のような考え方を踏まえた形で統括校長配置可能校を定めるというようなことになってございます。

**牧野委員** そうすると、その4点の中の大枠、もっと縮小すれば2つぐらいになると思うんですけども、そういう中で例えば立川市を考えた場合、29校ですね。その中で果たして統括校長に成り得る校長がいるのかどうかという問題が1つと、いる、いないの問題ではなくて、各地域ごと、地域校数が違うと思いますけれども、その中で東京都教育委員会としては何%ぐらいの統括校長を予定をし、その何%と決めること自体がおかしいわけで、その4項目に当てはまる校長がいれば、すべて統括校長にしてもいいわけですから、その辺のところの見解はまだ出ていないのではないかと思いますけれども、統括校長という言葉は、他校長の、統括にならなかった校長さんたちへの思いというのはかなり様々だろうと思いますので、その辺のところは校長会に上げていると思いますので、校長会はどんな反応を示しているのか、分かれば教えてください。

**藤本委員長** 今のことは非常に重大なことで難しいことなんですけれども、関連して小林委員、何かありませんか。

**小林委員** 同じようなことで、具体的にどんな方がとか、どの学校が重要かつ困難な学校なのかというようなものが具体的に浮かべられないというか、その基準がどういうものなのかがはっきり分からない。

**藤本委員長** 古木委員はいかがですか。

**古木委員** 例えば生徒数によって、600人とか700人とか、昔は当たり前800人の中学があったんですけども、そういう生徒数が多いというようなことも統括校長に値するとか、そういう判断の評価基準になるんでしょうか。

**藤本委員長** 牧野委員の質問の件に今お答えしていただくと思うんですけども、私も「重要かつ困難な責任」というのは、今、課長の方から説明をいただきましたけれども、各学校が多かれ少なかれ、みんなその内容は持っているんですね。どこからが統括へいくのか、どこからが普通の校長へ、その境のあたりのところはなかなか判断しにくいだろうと、私も率直に疑問を持っております。牧野委員の質問に対して、指導課長、お願いいたします。

**樋口指導課長** まず、東京都教育委員会は、統括校長の任用のあり方というのは検討中ということではございますけれども、検討中という前提で示されておりますのは、校長職歴が4年以上で統括校長としてふさわしい勤務実績のある者というようなことで、任用を審査の形にするか、例えば論文を書くとか、業績評価を反映させるとか、面接をするとか、それはまだ検討中ということではございます。

東京都教育委員会の検討中というところでの考え方は、統括校長配置の可能校は、校長職全体の20%程度を想定し、統括校長の任用規模は、校長職全体の10%から15%程度を想定しているという考え方でございます。それから、大規模校というのは統括校長職の、まだ設置基準が都も定められているわけではありませんけれども、考え方としてはそのことも含まれております。

設置基準につきましても、まだ考え方を示されているだけであると思いますので、ここからは、私、所管の課長としてお話をさせていただきたいと思いますが、都立学校と区市町村立学校の大きい違いは、地域に育まれている学校という部分が公立小・中学校に一番大きい点であるというように思います。それから、都立学校においては、現在、例えばチャレンジスクールのように、中学校時代に非常に不登校が多かった、もう一回高等学校でチャレンジしようという気持ちで来る子どもたちが、例えば学校の6割、7割を占めている学校もある。例えば、退学率が非常に高い、そういう困難を抱えている学校もある。困難さばかり申し上げると恐縮ですけれども、そういう都立学校のあり方と公立小・中学校のあり方は大きく違うのではないかと。

そうしますと、例えば生活指導、学習指導に非常に困難な学校だということを仮に市教委が判断したとしたときに、そのことはいたずらに憶測や偏見を呼んで、逆に地域の方々、あるいは子どもたちを非常に傷つけることにならないだろうか、それは私の課長としての意見ということで申し上げますけれども、ですので、実際の運用に関しては、極めて慎重な検討と判断が必要であるというように認識をしております。

例えば、大規模校、最大生徒数、児童数の多い学校だからといって、そこを統括校長予定校としますと、その統括校長は、その学校を離れても統括校長として異動してまいりますので、そうしますと、例えば立川市内に中学校1校、小学校1校、統括校長校と指定した場合に、その統括校長は、もしかしたら市内ではもう異動できなくなるかもしれない。つまり、ほかに統括校長校がないから。そうすると、重責困難をずっと校長は職として背負いながらということも考えられるのではないかとこの心配があります。

**藤本委員長** 牧野委員。

**牧野委員** そこでさっき質問したのは、そういう状況を校長会がどう受け止めているのかというだけ聞きたかったんです。

**藤本委員長** 指導課長。

**樋口指導課長** 校長会も、今私がお話ししたような受け止め方をしております。ただ、校長会でまとめた意見ではなくて、個々の校長先生方のお声ですけれども、例えばざっくばらんな話、課長も定年間近だし、比較的若い校長さんをそういうように位置づけてあげて頑張らせてあげてもらえばいいよとか、あるいは、今申し上げたような、その職で異動することになるのだろうかというお話とか、小・中学校のあり方から考えたときの不安感と申しますか、それは可能なことだろうかということのご意見は承っております。

**藤本委員長** 牧野委員。

**牧野委員** それを受けて、私も同感なんです。小・中学校は統括校長を置くことがナンセンスなんです。都立学校の場合は、全都立学校でやりますから、今のような形で異動したとしても、困難校もしくは研究開発の学校等がありますから、そちらとの異動、これは並行異動になってしまいますから、またここで課題は大きくなってきますけれども、そういうような課題というのは、小・中学校から比べるとやりやすい。だから、都立学校並みの異動要項は

小・中学校には持って来てほしくないというのが私の考え方です。それは是非教育長会でも是非言ってほしい。うちの教育委員はこんなことを言っていたよということを都教委に上げてもらえばありがたい。そういうことが1つ。

もう1つは、統括という言葉そのもの、果たして校長という1つの職務に沿うかどうかという問題。それも1つ問題ですね。やはり校長という中で全体を一つの校長としてとらえながら、例えば小・中学校ならば地教委がそういった中で指導しながら、もしくは都教委から派遣された校長さんを指導していくわけですから、そういう部分を比較したときに、都立学校並みのことはできないし、考えられない。そういうのがあります。

以上です。

**藤本委員長** 教育長。

**大澤教育長** 教育長会でも、運用部分については、課長が言いましたように、いろいろな意見が出たんです。私が質問したのは、確かに任命権は東京都にあるけれども、教員は身分的には市の職員であるし、服務監督権も市の教育委員会にある。我々とする、平成15年に主幹制度ができて、立川市においては学校はそれなりに正常に運営できている。なのに、ここで統括校長なりを設けるということは逆に混乱を招くのではないか。その辺について市町村でじっくり意見を聞くなりという考え方はなかったのかという質問をしたんですが、市町村から意見を聞くということはしませんでした。だけれども、こうあるべきだろうで説明をして、ともかくこういうことでいきたいということなんですね。教育長会、私が質問したように、どこでもむしろ混乱を招くというような意見がありまして、ただ、今後、運用についていろいろ検討する中で、そういう混乱が起きないようにいろいろ配慮して進めていきたいという東京都の答え方なんですが、細かい点になると、心配な点が当然出てくるというように考えています。

**藤本委員長** 私も非常に心配な感があるんですが、「重要かつ困難な学校」というレッテルを張られた学校が存在するとしたら、その校長が統括校長になるわけじゃないんですね。二面性がそこにあるみたいな感じです。その校長がイコール統括校長ではなくて、それはそういう経歴の校長としての評価を受けている人が統括校長としてそこへ赴任してくるということになるんだと思うんですね。ですから、これはまだ未定の部分がたくさんあるようでございますが、学校の格差とか、先日お話ししたような学校自由選択制とか、いろいろなことに関係してくるのだろうし、人事関係だけのことで決められる問題でないような内容をいっぱい含んでいるような気がするんですが、皆さんどうでしょうか。

私も、昔話をしますと、東京都におりますときに、部長、課長、係長とずっとおりましたが、その間で統括課長というのをつくるんだという話になりまして、統括課長というのは何だ。東京都のは簡単でございまして、私が第1号の仲間の統括課長だったんですけども、私の担当した体育部では、体育の中には学校と社会教育と両方あったんですが、それから保健とか給食とか、そういうものを全部をまとめて、それぞれ課長がいたわけですけども、まとめてその中心をなすところが統括課長ですという形でスタートして、統括というのが頭

に残っているんですね。ここで言うのは全然意味が違うような感じがするし、ある意味ではまとめ役のキャリアを重視されるところを見ると、関係が少しはあるような気もするしという気がするんですが。

牧野委員。

**牧野委員** 行政とは全く違うんですね。私も都にいたときは統括でしたけれども、統括というのは非常にやりやすいんです。でも、各地教委が持っている各小・中学校の校長、これはさっき言ったように、都教委が持っている都立学校の校長ともまた違うんですね。ですから、さっき教育長が言ったように、小・中学校の校長は派遣されてくるんですけども、ただし、そこに着任した以上は、その各区市町村、地方自治体の中の責任者になる。本当は、今、都教委でやっている執行部の事故だって、法的には地教委が裁いて、そして内申するというのが当たり前です。ところが、今は全部都教委がやっている。あれは理由があるからああなっていますけれども、そういう法的なものを一つ一つクリアしていくと、これも多分まずいのではないかという気がするんです。だから、その辺のところをもっともっと研究していただきたいなという思いがありますね。都教委は都立学校の範囲の中で動いて考えているという判断しか僕らはできないんですけども、小・中学校の現実性をもっと見て、小・中学校、そして都立学校と分けながら行政を施策してほしいという願いはあります。

**藤本委員長** 分かりました。そのとおりだと思いますが。指導課長。

**樋口指導課長** 現在使われております「統括校長」というのはあくまで仮称というところでございます。それから、統括校長と校長の間に、上下関係、あるいは指示命令ができる関係は一切ございません。そういう点はありません。

**藤本委員長** それで、これはまだ部活動のことや主任のこととかありますけれども、これは規則の改正で、こういう未定の部分を含んだまま承認していく行為が必要なんでしょうか。総務課長、どうでしょうか。今のような未定の部分があるわけですよね。仮称だと。そういうものまで規則の一部改正を承認していかなければいけない内容なのかどうかということです。どうでしょう。これを承認するということになりますと、ここに書いてある規則改正は承認いたしましたよ、分かりましたよと認めることになるわけですね。そこは。教育長。

**大澤教育長** これは7月ですから、東京都の教育委員会で決定しているんですね。東京都の規則を改正しただけではこの制度は動かない。実質的には26市23区の規則を改正して初めてこの制度が生きるということでもあります。もう一つは、これは要するに職ですから、給与の格付けをしなくてはいけない。東京都とすると、人事委員会に申請をして給与の格付けをもらう。そのためには、市町村の足並みをそろえて、一番根拠になる規則の改正できちっと伝わっていないと、人事委員会への申請もできないという状況もあるので、現段階ではそういう1つの準備的なこともありますけれども、ともかく法を制定していただきたいということなんですね。あとの運用については、来年の4月に向けて、細かいところについては

検討して形を整えていくというスタンスですね。

**藤本委員長** そうしますと、今、質問がいろいろあったように、まだここが心配だ、これはこうなんじゃないかという面を含んでいるわけですね。そこのあたりのところは教育長、いかがでしょうか。

**大澤教育長** この制度は来年の4月1日の施行に向けていくということは間違いのないわけです。制度としては、ですから、あくまでも架空の案を出しているのではなくして、これは確実に制度として実施をするという前提で、今、ここで規則の改正案を出しているという認識でいます。

**藤本委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 23区26市町村が一斉に確認をして、各委員会で教育委員会の規則を変えていかないと、東京都は今言ったように一斉にできないわけです。そのときにさっきの話だと、やっている区市町村は非常に数がばらばらになっているという状況で今動いているとすれば、東京都教育委員会だって大変困ると思いますけれども、ただ、困るという状況の中で、果たして最終の決定は各区市町村がいつまでやれと言っているのか、もう一つは、それが決まらない限りは、我々区市町村教育委員会がある程度納得しなかったら、これは通せないだろう。そういうような状況で都教委は強引にやってしまうのか、どうだという問題も一つある。これは国の施策が、三法案を通過して下りてきていますから、その三法案を通過して、それを踏まえながら、各県費職員に対する動きというのが出てきていると思うんですけれども、そういう中でも区市町村の教育委員会が学校管理運営規則を変えない限りはできないということになってくると、今後どうなるのかなという疑問は残りますね。

**藤本委員長** 暫時、休憩させていただきます。

午後 2時12分休憩

午後 2時29分再開

**藤本委員長** 再開いたします。

今の統括校長のことからいろいろお話が出ておりますが、まとめて指導課長、お願いいたします。

**樋口指導課長** 今、委員の皆様から様々なご指摘やご意見をいただきました。その上で、まず、統括校長につきましては、今、都が設置基準として示していることに関しましては、現状の立川の小・中学校にそのことが当てはまるかどうか、そういうことについては、より一層慎重に検討していかなければならないというように考えております。今回の規則改正による新たな職の設置は、規則改正を行ってそのような職を設置していくことによって、もうちょっとかみ砕いたような言い方をいたしますと、そういうことができるんだということを規定に折り込むことによって、今後の立川の教育にそれが生かされるように、実際の運用につきましては、教育委員会にもご報告をさせていただきながら、より一層慎重に検討して、立川の教育に生かせるようにしてまいりたいというように考えておるところでございます。

よろしくお願いたします。

**藤本委員長** というお話をいただきましたが、この件についてはこのあたりでよろしいでしょうか。

**古木委員** 結構です。

**藤本委員長** きょう提案された内容には、そのほかにも主幹、主任の問題等と含まれておりますが、部活動が次の大きな主題かと思いますが、部活動以外に何か。牧野委員。

**牧野委員** もう 1 つ、課長の方で聞いてほしいんですけども、栄養教諭の採用について、東京都の場合には、司書教諭と同じように、学校職員を当て的な職にしていますけれども、食の安全等、食育という部分の中で、栄養教諭を各大学で養成をしているわけですから、国の方針もある中で、東京都として一体今後栄養教諭の採用があるのか、ないのか、その辺のところは分かりかねると思いますが、都の方に確実に質問をしていただきながら、栄養教諭の採用というのを幅広く設けてほしいなということをお願いしたいと思います。

**藤本委員長** ありがとうございます。第 8 条、学校に課長補佐を置くことができるというのはどういうことでしょうか。

**大澤教育長** これは今までの規定ですよね。従来と同じです。

**牧野委員** 従来、課長は、今現在、小・中学校に何人いるか分かりませんが、都立学校の問題が多い。ただし、立川にも事務課長がいていいんですけども、小・中学校で事務課長を置くところは 10 人いるか、いないかぐらいなんです。だから、この規定はこの規定で置いておかないと困るんです。

**藤本委員長** 今、実際、立川では何人がいらっしゃいますか。

**樋口指導課長** 正確には分かりません。

**藤本委員長** 分かりました。

それでは、規則改正の最後の方に部活動の問題が出てきましたので、この辺について少しご意見を承りたいと思いますが。小林委員。

**小林委員** これは今までになかった条文が増えて、現状を明文化しているというような説明があったかどうか、そういう気がしているんですけども、現実問題、例えば今年、ある中学では野球の顧問が異動になってしまって、野球部が新人部員はとらない。2 年、3 年は校長、副校長が顧問になって続けていられるというような現状なんですけれども、この明文化することによって、先程部活動に交付金が出るとか、外部指導員が時間給にできるというようなメリットをお話ししていただきましたが、それによって、今、不利な状況に置かれている部活動がよい方向に変われるのか、積極的に学校側はそういう動きをしてくださるのかということが気になっているところなんですけれども、いかがでしょうか。

**藤本委員長** 指導課長。

**樋口指導課長** 部活動の問題は、中学校も都立高校等も都立学校も同じですけれども、教員の異動によって部活動が廃部になることはあり得ます。それは高等学校も同じで、野球部の指導ができる教員が異動することによって野球部が廃部になることだって、都立学校におい

でもあります。ただし、今回の規定の中で、第2項でございませけれども、校長先生の経営方針の中で、校務として位置づけていきたいというお考えでこのことが活用できるのであれば、リーダーシップが一層発揮できるのではないかと考えています。

ただし、その際においても、校務としてということは勤務時間までということとございませから、当然それはそこまで面倒を見てくれないかというようなこととありませしょうし、一律に全教員に対してそれを行われるものではないというようには思いません。

ただし、こうやって規定をつくっていくことによって、今までの中学校部活動というのはあいまいな部分とございましたから、そのことを整理しながら、今、小林委員のご指摘のよう、それが一歩でも進めるようにしてまいりたいというところとございませ。

ただ、では、このこととよって廃部になる部活はないんですねというようなご質問とあれば、それはあり得るといようにお答えするしかないと思いません。教員の異動は、まさに東京都においての異動とございませ。ただ、私どもは今後とも校長先生からヒアリングを受けながら、是非部活動とできる人間を立川市に持ってきてもらえないかというようなご意見は、きちんと東京都の方へ伝えてまいりたい、そのことは積極的にこれからとよってまいりたいというようには思っています。

**藤本委員長** 他に。古木委員はどうですか。

**古木委員** よく分かりました。

**藤本委員長** 教育長。

**大澤教育長** 事務局に聞くのもおかしいんですけども、指導課長、技術指導をしなくていいなら、私、管理顧問でいいならやってもいいですよ。じゃ、管理顧問になってください。技術指導は外部指導員に任せる、そういうようには展開を広げるとい部分とありますね。

**藤本委員長** 指導課長。

**樋口指導課長** あります。これは私の願いでございませけれども、校務として位置づける、そのこととよって5時まですべての先生方が、指導はできなくても、部活の担当になりませようよ。そのときに、今までバスケットは1人の先生しかいなかったけれども、今度5人に増えてくれた。4人の先生は何も指導はできなくても、子どもにとっては、あるいは地域や保護者にとっては、こんなに先生方が部活の顧問になってくれているんだねというような、学校というものは生き物ですから、活性化にはなるとい思う。仮に指導ができなくても、声をかけてあげるとか、体育館へちょっと見にいってあげるということとよって随分違うのではないかなというようには私は思っています。

**藤本委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 今後、こういうようには規則として入ってきたときに、今でも自己申告の中とよって出てくる。自己申告の問題は次とよって出てくるんですけども、自己申告をしていったとき、例えば、私は部活は見れませせん。5時まで私は研究の方に力を入れていますから、運動はできませせん、こういうようには言われたときに、自己申告上、そういうようにはなってきたら、校長としては非常に苦しむだろう。全員部活に、今言ったように、名前だけでもということはよくな



いけれども、何らかの形で応援を5時までしてあげる職員配置をしたい。願っていても、そういうように申請されたときに、校長先生がそれでも部活に行けというようには言えないだろうと思う。そういうときの部活の問題は、どう今後していくのかなというのが1つなんです。

だから、私はこういうふうな制度というのは、さっきもあるように、都立学校の中でもあるんですね。都立学校でも廃部するクラブ数がかなり出てきていますから、そうしたときに、教員の職務として果たしてそぐうのかなという問題は、私もやってきた人間としては非常に困る。例えば、6時まで見てほしいから、校長は夏休みに休暇をとってくれと言っても、私は次の日の月曜日に休みますからというように言われたときに、休暇の時期変更というのは非常に難しいだろうなということも考えていくと、校長の経営権というのは非常に難しくなるんだろうな、そういうことを考えているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

**藤本委員長** 指導課長。

**樋口指導課長** 教員の自己申告につきましては、特別活動その他のところに、部活動を職務として記入することができるということで、それは記入しなくても構いませんし、自己申告に書くことは、自分にとってプラスであることを書き込んでまいりますので、ねばならないというマイナス的なことは必要ないのではないかとこのように思っています。

それから、今ご指摘のように、一律に持たせられるものではない。いくら校務として命ずることができるといっても、教員個々の様々な状況がございますから、そういうものをよく校長は理解しながら進めていくものであるというように思います。

2点目と関連いたしますが、既に昨年より、土曜日、日曜日の練習は校務として、職務として位置づけられておりますので、その練習は既に現在において振替休日とれるようになっております。そういう意味でも、市として管理運営規則を改正していかないと、整合性がつかない。きちんと整合させなければならないという点があります。それから、急に休むということはよくないことでございますし、校長が苦慮するところでございますので、昨年も学校の方にお示ししていますが、部活動としての計画をきちんと立てて、思いつきで土曜日練習する、月曜日休ませてくれ、そういうことがないようにというのは、去年もこれは校長会や副校長会で中学校に対してお話をさせていただいております。

**藤本委員長** これでいいとは思いませんけれども、少し動き出したなという感じはするんですね。そういう意味では、これからもっと内容を詰めていかなければいけないのだろうというように思っています。小林委員。

**小林委員** 今お話を伺っていると、先生方に部活動の指導をしていただくというのは、ただけのことだけでありがたいことだなというように感じているんですね。それで、必要以上に負担をおかけしては申しわけない、また、授業の方に影響が出てはいけないという気持ちがとても私はあります。

ここで、顧問として出いただくのもいいんですけれども、実際問題、指導者がいない運動部というのは、子どものやりがいか、部活動に向かう意気込みというものもかなり違って

くと思うんですね。できたら外部指導で指導していただける方が増えれば一番いいことな  
んですけども、「たち」でしたか、広報でしたか、外部指導員募集が出ていましたし、あ  
る中学校では、授業参観のときにそういうチラシみたいなものも置いてありましたが、外部  
指導員募集によってどんな結果が出ているのか、現状を教えてくださいたいと思います。

**藤本委員長** 指導課長。

**樋口指導課長** 5月30日現在の調査での数字をお話しいたしますと、外部指導員数は70名。  
昨年度は58名でございました。外部指導員は増加してございます。

それから、昨年までは保護者の方のご遠慮いただいたんですけども、校長のご希望があ  
れば、保護者の方でも外部指導員として入っていただけるようにさせていただいております。

それから、今、広報紙のお話が出ましたけれども、部活動のサポーター制度を今回つくり  
ましたけれども、これは、当初7校希望がございましたが、なかなか参加が少ない状況がご  
ざいまして、実際に活用していただいているのは2校でサポーターの方が入っている。これ  
はまさに教員が三者面談をやっているときに、部活動のサポートをしていただく、例えば吹  
奏楽部のサポートをしていただいたりということで、そういう状況でございます。

**藤本委員長** 済みません、外部の者に部活動の指導業務を委嘱することができるという条項  
が入っていますね。この外部の者の指導者、これは身分上の扱いでは今までとは何かこうい  
うように変わるということがあるんでしょうか。指導課長。

**樋口指導課長** 身分上変わるということはありません。ただ、都教育委員会の学校管理運  
営規則の改正の方は、「校長は、所属職員以外の者に部活動の指導業務を委嘱することがで  
きる」という一文でございますので、やはり立川の中学校では、指導の補助として、そして  
教育委員会の承認した者がというところで、きちっと今までやってきたことを整理して押さ  
えさせていただきます。

**藤本委員長** 分かりました。そうすると、この人は顧問にかわって部活動の引率をしたり、  
事故責任を負うとか、そういうことまでは課していないというように解釈してよろしいです  
ね。

**樋口指導課長** はい。

**藤本委員長** 分かりました。ありがとうございます。指導課長。

**樋口指導課長** 公式大会においては教員の引率が前提ですので、中体連も何も変わっており  
ませんので。ただ、近隣の学校同士の練習試合であるとか、そういうことでは可能だと思  
いますし、また、この外部指導員にどこまで権限を委嘱していくか、そのことについては、ま  
た校長会とも相談しながらというように考えております。

**藤本委員長** ありがとうございます。まだいろいろあるかと思いますが、一応今  
の段階では、こういう一文を改正すると。しかし、内容にはいろいろ含んでいますよ。現状  
では、立川で該当するものもしないものもあるかと思いますが、こういうのは詰めていく  
ということで、管理運営規則の一部を次のように改正するというのを今の段階でご承認いた  
だいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

**藤本委員長** ご承認するというので、大分時間をかけ過ぎましたけれども、それだけよくお互いに理解できたというように思いますので、休憩をとらずにそのまま続けさせていただきます。

## 議 案

### (2) 議案第11号 立川市地域学習館条例施行規則について

**藤本委員長** 次へまいります。(2)番、議案第11号、立川市地域学習館条例施行規則について。生涯学習推進センター長、お願いいたします。

**宿澤生涯学習推進センター長** それでは、3月に公布されました立川市地域学習館条例施行規則につきまして、ご審議をお願いいたします。

本施行規則の施行予定は10月1日です。本規則は初制定でございますが、分かりやすくするために、参考のために立川市公民館条例施行規則との対照表をつくりましたので、後ろの方についております参考資料をご覧ください。

下線の部分が公民館の施行規則との差異の部分でございます。公民館施行規則との大きな違いは、公民館条例や同施行規則につきましては、社会教育法によりまして大枠の規制がございますので、それを受けての法規体系となっております。地域学習館条例につきましては立川市独自の条例となりますので、その分、規則の方が若干詳しい表現となっております。

まず、第2条をご覧くださいと思います。使用申請の規定でございます。公民館は、今まで団体利用が建前でしたので、学習館になりまして、新たに個人の使用を認めることといたしました。その関係で、使用申請日を1カ月ずつ前倒しして受け付けいたします。社会教育関係団体等の無料団体につきましては3カ月前から、一般有料団体等は2カ月前から、そして、個人につきましては1カ月前から申請の受け付けを行います。また、使用日統一の使用申請の受け付けも可能としてございます。

それから、第6条をご覧くださいと思います。これにつきましては使用回数の制限でございます。今まで公民館につきましては、慣行で月5回までの使用ということでしたが、それを明文化させていただきました。

第7条をご覧くださいと思います。条例第10条を受けましての使用料の減免規定でございます。社会教育法第22条及び公民館条例第9条によりまして、公民館条例施行規則には特に規定されておきませんが、学習館の規則におきましては、今まで減免しておりました内容を明確に明文化したものでございます。

また、これらの対象の団体等の活動に際しまして、材料代や資料代などの経費をとる場合は、今まで有料扱いにしてまいりましたが、今までこれらが各団体活動の発展性を阻害していた面もございますので、1,000円でございますけれども、入場料等の徴収を認め、無料扱いとすることとさせていただきます。

それから、第10条をご覧くださいと思います。使用の制限でございます。条例第6

条第4号に規定いたします、その他不適当と認めたときの内容を記載させていただきました。今まで使用を制限しておりました政党活動等を一定の条件をつけて認めていくために、新しく規定を設けてございます。

主な相違点は以上でございます。よろしくお願いたします。

**藤本委員長** 何かご質問、ご意見をいただきたいと思いますが。

1つ、10条の使用の制限と最後にお話があったところですが、前は7条で、こういうものは使用を拒否しますよという打ち消しで言っているんですね。今度のはその辺が、不適当と認めたときは、もう1つは、打ち消しの言い回しがちょっと分かりにくいような気がするんですが。生涯学習推進センター長。

**宿澤生涯学習推進センター長** 3月に公布いたしました立川市地域学習館条例第6条はこのようなになっております。委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域学習館の使用を承認してはならない。その4番目に、その他不適当と認めたとときと、そのように規定させていただいております。それを規則の中でこのような形で表現させていただいたということでございます。

**藤本委員長** 部分を見ると、1つ1つで打ち消された方がはっきりするような感じはいたすのでございますが、分かりました。

他はいかがでございましょうか。小林委員。

**小林委員** 大分規制が緩和というか、市民にとっては利用しやすいような変更があって、今後ますます活用されてくるのではないかとこのように思うんですけども、ただ、これを知らなければ、利用したくても利用できませんので、こういうことを市民に周知するための方法はどんなことを考えていらっしゃるか、お願いします。

**藤本委員長** 生涯学習推進センター長、お願いします。

**宿澤生涯学習推進センター長** 本日も承認いただきますと、早速広報等を使いまして、あるいは市民交流大学の広報紙を9月に発行する予定でございますので、その中であわせて市民への周知を図っていきたく思っております。

それから、9月の頭に各公民館におきまして、このような形での改正につきまして、説明会を開催する予定になっております。

以上でございます。

**藤本委員長** よろしいですか。小林委員。

**小林委員** 分かりました。ただ、普段ここを活用していたり、たまたま寄ったりという方にも気がつけられるような方法で、地域学習館の中にも分かるようにしておいていただきたいと思っております。

**藤本委員長** そういう要望でございますが。

**宿澤生涯学習推進センター長** 配慮していきたいと思っております。

**藤本委員長** それでは、以上、この件はこれでご承認いただければと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

**藤本委員長** よろしくどうぞお願いいたします。

指導課長。

**樋口指導課長** 補足修正をさせていただきたいことがあります。先程、統括校長という名称は仮称ですというお話をさせていただきましたけれども、東京都の方は6月28日の教育委員会で統括校長というのは職名になっております。私が仮称と申し上げたのは、今、ご議論をいただいているので仮称ですというように申し上げましたけれども、もし全都的にまだこれが仮称なんだというような誤解がありましたら申しわけございませんので、申し添えさせていただきます。

以上です。

**藤本委員長** 前の案件についての訂正でございますので、よろしくご理解ください。

## 報 告

### (1) 夏季休業中の各学校の教育活動について

**藤本委員長** 次、報告(1)夏季休業中の各学校の教育活動について。指導課長、お願いします。

**樋口指導課長** 平成19年度の夏季休業中の各学校の教育活動ということで、1枚の紙、表が小学校、裏面が中学校で取りまとめさせていただきました。副校長の方に記入の依頼をいたしまして、それに基づいてここに記載をさせていただいておりますので、すべてが網羅されていない部分、とりわけ地域の行事の部分についてはそういうところがあるかというように思います。学校から報告をいただいたことでのご報告をさせていただきたいと思います。

内容的に見ますと、まず第1点目は、夏季休業中の図書貸し出しにつきまして、校長先生方に校長会で依頼をいたしまして、特別の事情がない限り、すべての学校が夏季休業中に図書貸出日を設けてございます。特に中学校は、去年は3校のみが図書貸し出しでございましたけれども、本年度9校ということでございます。

また、全校で補習、その日数が多ければいいというところではございませんけれども、実態として補習の総日数、小・中学校とも増加している、そのような傾向にございます。

また、要配慮児童・生徒等の家庭訪問等については、適宜実施を行ったり、相談日を設けたり、家庭訪問という形で設けたり、そのような形で各学校で取り組んでおるところでございます。

以上ご報告でございます。

**藤本委員長** ありがとうございます。何かご質問、ご意見。小林委員。

**小林委員** 補習なんですけれども、親としては、夏休み中に勉強を見てもらえるということで大変ありがたいんですが、思い起こしてみますと、自分の子どもが中学の夏休みに補習があるので、親は行けと言ったんですが、子どもは行きたくない、行かなくていいということで行かなかったというような思い出があります。補習というのは、強制とか、自由参加とか、

いろいろあるんでしょうか。どういう扱いになっているんでしょうか。

**藤本委員長** 指導課長。

**樋口指導課長** 高等学校のように、例えば単位の取得があって、その補習を特別に受けなければ、その教科について単位を取得できないというようなものと、小・中学校の夏季休業における補習等というのはちょっと意味合いが違いますので、基本的には夏季休業中の学校での教育活動というのは強制するものではなくて、家庭にお返ししているけれども、学校が開いて参加してもらう形が小・中学校の基本であります。

ただし、夏休みに入る前の面談等で、是非来て勉強しなさい、待っているよと声をかけたり、そういうような強い促しはしても、強制ということは、夏季休業の過ごし方としてはふさわしくないのかなと思います。その辺は家庭とよく連携をして、ご家庭で保護者の方が是非行きなさいと言っているんだけれども、本人が行かないのであれば、担任に連絡していただいたり、担当に連絡していただいたり、じゃ、学校の方からも来るように促しましょうというような連携ができればよろしいのかなというように思いますけれども。今は基本的にはということです。

**藤本委員長** 工事や何かの関係で少し行事に影響している学校もございますが、一応よろしいですね。

牧野委員。

**牧野委員** 水泳指導なんですけれども、小学校は大体数日間開催していますよね。中学校は3校で、あとは全部水泳指導は開設していない。これは以前のような問題、課題があってこういうことになったのだと思うんですけれども、この中で、例えば部活を通して水泳をやっている学校もあるでしょうから、中学校の場合、何とも言えないんですけれども、ただ、小中、ここまで差があるかなと思うんですね。そこら辺のところは中学校の校長会としては、各個人に任せているだろうと思いますが、どうなっているんでしょうか。

**藤本委員長** 指導課長。

**樋口指導課長** ご指摘の部分でございますけれども、夏季プールにつきましては、法的な位置づけでありますとか、根拠はございません。学習指導要領上の根拠もございません。各学校の校長の判断による教育活動、あるいは社会教育の活動、学校教育の活動、そういうような形になるかと思っておりますけれども、中学校の場合、少し小学校との違いは、中学校は主たる指導者は保健体育の教員である。しかしながら、小学校はすべての教員が指導者であるという部分が大きいことかなというように思います。

それから、小学校は基本的に夏季休業中に学校で体育、スポーツ、健康増進の向上を図るというのは、主眼はプール指導を主眼にしている。中学校の場合に部活動が中心になって、学校プールもあるということも違うのかなというように思っております。

願いといたしましては、中学校でも全校でプール指導をしていただきたいなというように思っておりますけれども、今申し上げたように、校長判断の部分もございますし、部活動、補習、子どもたちが中学生ですと、民間教育施設といいますが、いわゆる塾等への参加と、子

どもたちのニーズも多々ございますので、現状としては、プールを開催しても参加者が極めて少ない状況にあるというような実態がございます。

今、水泳部のお話が出ましたけれども、三中から九中までは水泳部がございます。それから、プール指導、夏季プールは開いていないけれども、部活の基礎訓練の一環として体育科の教員が水泳に参加させているというようなことで夏季プールの活用をしているような学校も、この中で0という中にもございます。

**藤本委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 私ども、地域だとか立川市内に出ていて今一番気になるのは、こういう学校ではいろいろな行事や図書、水泳を含めていろいろやっているんですけども、結果的に、さっき言った小林委員のお話じゃないですけども、家庭でやっていくということではまだいいんですけども、本当に何もやらないでフラフラとしている児童・生徒が市内の繁華街にやってきて、様々なことが起きている。要配慮生徒との問題にも絡んでくるんですけども、その辺のところは学校だけでは面倒を見切れないだろうと思いますね。

そういう中で、立川市の中で児童・生徒の健全育成という形の中で動いているのかどうか。地域は動いていると思いますけれども、立川市全体として、そういう危機管理的なものでやってくれているのかどうか。放送はあります。夕方と真ん中あたりに放送はあって、地域の中で動いていますけれども、どうも繁華街等の中での地域の子どもたちが来ている中で、安心・安全の管理が行き届いていないのではないかなという、立川市全体の問題なんですけれども、そんな気がしてならないですけども、その辺はどうなんでしょうか。

**藤本委員長** 指導課長にお答えというのは何かと思いますけれども、部長あたり、いかがですか。感想だけでも。

**高橋教育部長** 地域の状況などでも小学生、子どもたち向けの行事は非常にたくさんやられているというふうな実感はあります。ただ、今ご指摘のように、中学生ぐらいになりますと、地域でもいろいろな事業を幾つかやっていることはやっているんですが、組みにくいということはあります。

それからもう一つ、そういう危機管理の面では、もちろん通常の職員のパトロールも毎週行っているんですが、ただ、その子どもたち対策ということでやっているわけではなくて、違う目的でやっておりますけれども、なかなか中学生クラスをいい形で指導していくというのは、青少健なんかも動いてはくれているんですが、なかなか難しいというのが状況でしょうか。

**藤本委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 青少年健全育成、警察、教員の生活指導主任会等々が連携しながら、例えば夏休み期間中の数日間をみんなで補導、という言葉はあまり好きじゃないけれども、声かけをしていく活動というのはあまり立川はないんじゃないかな。やはりそういうような活動体制というのが市の安全管理があるとすれば、そういうところを中心にして、教育委員会も含んだ町の安全管理を、機会があれば出ていって、声を上げていただければありがたいなというよ

うに思っているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。そういうものがありますか、ないですか。

**藤本委員長** 教育長。

**大澤教育長** これは1つにまとまってということではないかもしれませんが、警察も定期的に盛り場を巡回するだとか、また、補導や何かも事業計画の中にあるんですね。あと、青少健全なんかも夜の巡回だとか、それぞれの地域だとかそれぞれの機関でやっているんですが、では、青少年の長期休業等のときにどうするかという一体的な取り組みというのはないのだからなというように思うんです。ただ、それぞれはそれについてはやっていますね。

**牧野委員** 部分的にやっていらっしゃるのは分かるんです。やはり立川市としての安心・安全管理がどこまでできているのかというのが疑問があるんです。

**藤本委員長** 教育長。

**大澤教育長** 例えば、問題行動だけではなくして、夏休みに公民館なんかも勉強をするために開放するというのをやっていますし、今、いろいろ検討中のものは、市内に児童館が80館ぐらいありますか。そういうところを中学生にも開放できるようにということで、いろいろ検討するだとか、全体的に取り組むということも必要なケースもあるでしょうけれども、考えられるところから中学生の居場所を広げていくという努力はしつつある段階なのだろうと思いますね。

**藤本委員長** 牧野委員。

**牧野委員** 中学生が一番難しい状況で、小学生みたいに飴玉を与えればすぐ来るとような問題ではないですし、非常に自己が強いお子さんたちですから、なかなか集まってきてほしいお子さんが集まってこない点もあるし、難しいと思うんですけども、どうも立川の駅周辺を散策して歩くと、これは中学生じゃないかなと思うようなお子さんも結構多くいるんですね。そういう場合には、僕なんかは声をかける場合もありますけれども、なかなか声をかけにくい場合が多いですから、その場合に、腕章1つつけるようなものでもいいけれども、立川市全体としてそういう動きができれば、より安全だと思うんですけども、どうでしょうか。

**藤本委員長** ありがとうございます。夏休みですので、本当は家庭を中心にやるというのを少し弾力的にご指導いただければ、幅を広げてご指導いただければありがたいと思うんですが。

**牧野委員** 教育委員会側からそういうのを提案するというのもできますよね。

**藤本委員長** それは強制はできないんじゃないですか。

**牧野委員** 強制じゃなくて提案するんです。強制じゃないです。

**藤本委員長** じゃ、だれがやるんだという。

**牧野委員** 立川市の安全委員会という組織があるんですから、当然そこでやれるかどうかを検討していただくもいいんじゃないですか。教育委員も入っていますから。

**藤本委員長** でも、駅の付近に、例えば塾なんかがございますけれども、夏季講習なんか、



今は盛んにやっております、そういうところにはかなり中学生らしき人間が行っておるのを見かけますが、そういう子たちもいるんだなというように思いますし、ブラブラ遊び回っている子ももちろん見かけます。ですから、牧野委員の心配の点は全く同感でございますけれども、じゃ、どこでどうしようにするかという、なかなか難しいなという気がいたしますが。牧野委員。

**牧野委員** 補導連絡会というのは、例えば、新宿区なんかはありますし、ほかの地区も、教育委員会をベースにして、さっき言ったような警察、民生、補導、そういうような方々と一緒になって子どもたちの安全・安心のそういうものをつくり上げようという動きもありますよね。立川市の場合、よく聞いてみますと、立川市の生活安全課があるわけですから、立川市全体として各地区の青少協もやっぺらっぺらしていますよね。動いていますから、これはよく分かる。パトロールもやっぺらっぺらしていますし。だけど、立川市全体の中での動きというのはあまり見られない。そのところがある程度、何らかの形で動きとしてつくるべきではないかというふうに思うんですけれども、そういう機会、そういうものを訴える機会はどこに与えていただけるかなと思うんですね。

**藤本委員長** というお話ですね。何か、教育長。

**大澤教育長** もちろん学校から外に出ても、その学校の子どもであることは事実なので、我々も特に休業中の生活がどうなるか心配でありますけれども、ただ、これは教育委員会と青少年の部局。青少年問題協議会というのは市長がトップであるわけですね。青少年の健全育成の部分教育委員会にあるというので、これは離れてははまらずにというので、青少年健全育成部分も市長の方に持って行って、市長が全体を統括して取り組むんだということなので、これはあっちだ、こっちだというわけじゃないけれども、組織的に言えば、現在は市長部局の方の青少年問題協議会を頭にして、いろいろな機関を集合するなり何なりして進めていくべきことかな。教育委員会として、こういうときにお願いしますよということは、当然言うべきことは言いますが、ただ、全体的に取りまとめて青少年対策を展開するというのは、組織的には市長がやるべきだと思いますね。

それが、さっき言ったように、市長部局が全部一括取りまとめるということはないけれども、それぞれの地域とか機関とか、それぞれやっているんですよ。だから、なかなか全体的に見えませんが、全然そういうことに取り組んでいないというのではなくして、まとめてはいないけれども、それぞれの地域なりの努力によってされていると。十分とは言えませんが。

**藤本委員長** 今、教育長の話にありましたように、子ども育成部を中心として、かなり子ども連絡会とか、青少年問題協議会とか、そういうところは端を発して、自治会に声をかけたり、体育協会に声をかけたりして、いろいろな形で事業等は組んでおりますが、隅々まで徹底してというような形はなかなかとれていないというふうには思います。いろいろあるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

小林委員。

**小林委員** ちょっとそれなんですけれども、水泳指導の話から、去年、ふじみ野市でプールの事故がありましたね。今年の夏もテレビで盛んにあの事故の再現みたいなことをやっています、学校、体育館のプールの安全面では確認ができていますかどうか、教えてください。

**藤本委員長** それは過日報告をいただきましたよね。総務課長。

**渡邊総務課長** 学校プールにつきましては、去年のふじみ野市の事故を踏まえまして、去年ですべて管理基準、安全点検のマニュアル、日々のチェックリスト、こういうものをすべて市として準備しまして、学校でそれをやっていただくようお願いをしております。また、今年度につきましても、文科省の方から安全管理の指針というものが出ておりまして、それも5月にすべての学校に配布をいたしまして、5月の校長会で徹底をお願いをしております。

以上でございます。

**藤本委員長** 体育課長。

**田中体育課長** 柴崎と泉の市民体育館につきましては、泉につきましては、7月に一度水を変えました。その際に再度チェックを行って、安全を確認したところです。柴崎につきましては、去年、きちっと検査をしまして、特にそういった二重構造の網とかは使っていないオーバーフロー方式ですので、特に問題ないという形になっています。先般も行政職の管理責任を問われたみたいな形で新聞に出たことがありますので、さらに我々も気をつけているところです。

以上です。

**藤本委員長** 指導課長、お願いします。

**樋口指導課長** 私の方は内容の面ですけれども、夏季プールの指導補助に入っていられる方たち全員に、防災館を活用しての応急の救命講習を私どもの方で企画して、受けていただいております。ただ、学生の中には資格を持っている者もおりますので、そういう方以外の方たちに救命講習を受けていただきました。それから、教員は3年計画で3年間有効になる救命講習を今実施しております。

それから、昨年、プール日誌を点検いたしまして、本年度、管理職も変わっていますので、再度それを配って確認の徹底をさせていただきました。

内容面では以上でございます。

**藤本委員長** よろしいですか。

**小林委員** 安心いたしました。

## 報 告

### (2) 市民交流大学の準備状況について

**藤本委員長** それでは、報告の(2)番、市民交流大学の準備状況について。生涯学習推進センター長。

**宿澤生涯学習推進センター長** それでは、10月開校予定の市民交流大学の準備状況について報告させていただきます。

お手元に、本日で、遅くなって申しわけございませんけれども、資料を配付させていただきました。資料1をご覧いただきたいと思います。

資料1につきましては、この4月に募集いたしまして、参加いただいた市民推進委員の方々の名簿でございます。44名の方にご参加いただいております。その役員体制、3つの部会に分かれてございますので、部会の構成でございます。各部会におきましては、それぞれ講座の提案や選定、規約の制定等、広報紙の発行準備などの課題につきまして、順次準備を進めております。

講座につきましては、この44名の委員の方から67の提案がございまして、資料2にあるとおり、そのうちの22の講座につきまして、この10月から実施される予定になってございます。

今年のテーマにつきましては、立川学ということでございます。開講に当たりまして、もっと立川市を知ってから羽ばたいていこうという市民推進委員の思いからでございます。

これらの市民への広報につきましては、9月10日に広報紙を発行し、あるいは市の広報に特集を組みまして、発行に向けて準備を進めてございます。

それから、資料3をご覧いただきたいと思います。これにつきましては、市民交流大学の司令塔とも言うべき企画運営委員会の名簿でございます。資料3にございますように、学識経験者に小林東京学芸大学名誉教授、蒲生杏林大学教授をお迎えしまして、その他、市民推進委員会の代表4名、市民団体、文化協会、市民活動センターから代表をお招きしてございます。それから、市の職員、当て職としまして、教育部長、総合政策部企画政策課長、教育部生涯学習推進センター長を当ててございます。

今後、地域学習館の運営協議会を立ち上げる予定になってございますけれども、そちらが決まった際には、協議会の代表と市民公募の委員を加える予定になってございます。現在、市民交流大学の事業につきまして、企画運営委員会で意見を考えているところでございます。委員長につきましては、小林文人先生をお願いしてございます。

それから、資料4でございますけれども、これにつきましては、今後の市民交流大学のスケジュールでございます。一番上の段の市民交流大学の組織計画の9月の欄をご覧いただければと思いますけれども、そちらの方に開講シンポジウムということで、9月29日にアイムホールで午後2時より開講セレモニーを予定してございます。

内容といたしましては、市民推進委員の決意表明、小林企画運営委員会委員長の若干の基調講演、それから、市民交流大学の講座にご参加いただけるお囃子や歌等々で盛り上げて開講を祝っていきたいと思っております。

今後の大きな課題といたしましては、そのスケジュールの下から2段目でございますけれども、学習館の上に協議会の立ち上げ、それから、その下の生涯学習情報システムの構築、この2点が大きな課題として残っているのかなと、そのように考えてございます。

以上でございます。

**藤本委員長** ありがとうございました。市民交流大学推進委員名簿並びに交流大学企画運営

委員会の名簿が発表されました。そして、今後の想定スケジュールが発表されて、9月29日2時からアイムで開講シンポジウムが開かれると。以下、2ページ目からは、10月からのいろいろな企画が目白押しのようにいっぱい並んでおります。ということで説明が終わりましたがけれども、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

教育長。

**大澤教育長** 市民推進委員会の方がいろいろと企画してもらっていますね。全体で、左にナンバーを打ってありますけれども、これをずっと拾っていくと22なんです。22項目あって、これを年内に実施する部分ですよ。

**宿澤生涯学習推進センター長** さようでございます。

**大澤教育長** さっき、全体67のうち22と言ったんですが、45というのは来年まわしという意味なんですか。それともう1つ、シンポジウムは9月。これの実行委員会的なものをつくってあるのか、市民推進委員が母体となって準備を進めているのか、そのところだけ確認させてください。

**藤本委員長** 生涯学習推進センター長。

**宿澤生涯学習推進センター長** ただいまの残り45の講座につきましては、市民交流大学の講座にふさわしいという形で市民推進委員の方でご判断があれば、順次準備状況を踏まえて来年度以降、実施されるものと考えてございます。すべてがふさわしいものとは限りませんので、67のうちに幾つか落ちてくるものもあろうかと思っております。

それから、9月29日に行います開講シンポジウムでございますけれども、これにつきましては、立川市と企画運営委員会の共催という形で行政の方でリードしながら、市民の方と一緒に協働で実施したいと思っております。運営につきましては、市民推進委員の方を中心に行っていきたいと、そのように考えてございます。

**藤本委員長** 1つ、ナンバーが企画の左のところにあります。これが飛んでいるのはどういうことでしょうか。生涯学習推進センター長。

**宿澤生涯学習推進センター長** 見苦しくて申しわけございません。先程申しました67の講座をパソコンで急遽抜き出してつくった関係で、ナンバーがそのような形で飛んでございます。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

**藤本委員長** よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、報告を以上で終わります。

## その他

**藤本委員長** 3番、その他に入ります。その他の1、図書館の関係につきまして、図書館長、お願いします。

**藤田図書館長** 多摩川図書館の書架が焦げていた件について報告いたしますが、その前に現場の写真がありますのでご覧いただきたいと思います。黒塗りのところが焦げていたところと、あと、全体がどの位置に当たるかというものがあります。それでは報告いたします。

8月3日の午前9時過ぎに多摩川図書館から連絡があり、職員が出勤したところ、清掃委託作業員の女性から、幼児コーナーの書架が一部焦げているとの報告があったそうです。私と管理係長が急いで多摩川図書館に出向きました。この場所は、床が一団高くなっているじゅうたんの敷いてある、絵本などが置かれている幼児コーナー、ちょうどカウンターからは死角になる場所でした。写真にもあるように、カウンターからちょうど見えなくなるような位置なんですけれども、ガスライターで焼いたと思われ、縦7センチ、横5センチくらいが焦げていて、既に警察にも連絡し、3人の警察官により現場検証も終わっていました。

検証等の結果、児童によるガスライターでのいたずらではないかということでした。

館内には、お知らせ、こういうようなものを十数カ所、その日のうちに掲示いたしました。その中身は、幼児コーナーでの事実、それから、火事になりかねない、非常に悪質な行為なので、立川警察署にも届け出たと。それから、利用者の皆さんおかれましても、不審者に気がついたらお知らせいただきたいということの内容のお知らせになっております。

多摩川図書館におきましては、巡回の強化の指示を出しておきました。また、各地区館にも、こういうことが多摩川図書館であったということを知らせまして、巡回などで十分注意するように指示を出しました。

報告は以上です。

**藤本委員長** まかり間違えば大変なことになるわけですね。

**藤田図書館長** ちょうど見えなくなるところです。

**藤本委員長** という報告で、この件はよろしいですね。お互いに注意していただきましょう。図書館だけではなくて他の施設でもね。よろしくどうぞお願いいたします。

### その他

**藤本委員長** それでは、その他の2番、食材の安全について。牧野委員、お願いします。

**牧野委員** それでは、今、児童・生徒が夏休みに入り、楽しく過ごしているようですけれども、ちょうど学校給食が終わる前後で様々な食材に対するテレビ報道があったと思うんですけれども、一番は中国の食材の問題が大きく報道されていますし、それ以前には、不二家の問題で、1日ずれたものを使っていた。そのほか、いろいろな食材に関するニュースが流れてきていますけれども、学校給食で食材を検討し、もしくはそういった食材を使用するときの安全管理、そういうものはどのような形でもってつくられて食材を利用しているのか、その辺のところをお知らせいただければと思います。

**藤本委員長** 学校給食課長。

**石井学校給食課長** 学校給食の現在の食材の安全性についての報告をさせていただきます。

安全で衛生的かつ良質な学校給食を提供するためということで、立川市の学校給食の食材につきましては、現在、中学校給食を委託でやっておりますけれども、中学校給食も含め、小学校、中学校ともすべて市の職員が見積り合わせにより発注しております。この職員というのは、給食課の係長、栄養士、調理員で構成されております。

乾物、調味料等、常温での保存可能なものを除きまして、食材につきましては、すべて給食当日の朝に搬入させまして、当日、調理いたします。調理後2時間以内に喫食できるシステムとしております。

食材につきましては、原則といたしまして国内産。遺伝子組換えのないものとしております。化学調味料等は一切使用しておりません。ハム、ベーコン、練り製品等につきましては、すべて無添加指定ということで、果物につきましては、国産であり、低農薬、ノーワックスを使用しております。食中毒等の予防の観点からですけれども、果物、デザートを除きましては、食品はすべて加熱調理しております。

あと、先程お話ししました食材の見積り合わせにつきましては、金額だけという競争ではなくて、品物によっては見本を提出させまして、価格面だけの競争ではなく、食材の質につきまして、それを加味した形で決定している場合もございます。野菜につきましては、原則といたしまして、立川産を優先という形をとっております。米につきましては、立川市と姉妹都市になっております長野県の大町産のこしひかりを使用しております。また、納入された食材等につきましては、場合によりますけれども、生産地の表記をさせるとともに、これも場合によりますけれども、成分表と安全を確認できる書類を一緒に出させております。

そういった形で食の安全について配慮しております。

また、学校給食課の方で予算をとっております。独自に納品された食材についての細菌検査や残留農薬調査等を委託により実施して、食の安全ということに努めております。

以上でございます。

**藤本委員長** 牧野委員。

**牧野委員** ありがとうございます。食というのは子どもたちの安全の部分で是非嚴重の上にも嚴重にさせていただきたいと思っています。前にコロッケの問題が出てきて、あれでも生協さんあたりが各家庭に配布していたということが後で分かってくるということがありますから、確かに確認をしながらも、これは使う側は問題ないんですけれども、それを悪用して、品質管理を落として納入してくる業者というのもあるということが初めて分かりましたけれども、そういうものも見抜きながらやっていくというのは大変だと思います。子どもたちの食というものを考えたときには、さっき言ったように、安全の上にも安全を期して、食材の納入もしくは管理という部分を是非よろしくお願いしたいというように思います。

**藤本委員長** 牧野委員から強い要望がございましたけれども、どうぞよろしく申し上げます。

食材は原則として国内産とおっしゃっていましたが、国内産以外のものというのは例えばどんなものがあるんでしょうか。

**石井学校給食課長** 国内でとれないものというのがやはりあるんですね。それにつきましては、どうしても国外という形になってしまう。

**藤本委員長** 例えばどんなものですか。

**石井学校給食課長** 今回あったキクラゲの話、中国産が新聞の方で出ていたと思うんですけ

れども、キクラゲの件につきましては、横浜市の学校給食会の方で、あそこは大きな組織でございますので、独自に調査をしたんですね。そうしましたら中国産を使っているんです。キクラゲ自体は国内であれほど大量に、給食みたいに使うときはとれないんですね。国内産のキクラゲというのはほとんどないということでございまして、そのときに、横浜の給食会の方で調べてみましたら、基準値が0.01ppm以下という基準なんですけれども、それについて、0.02ppm、倍ぐらいが出たという話があったんですね。それにつきまして、私どもにつきましても、キクラゲは入っております。中国産でございますので、業者の方に輸入したときの同じロットの成分で、フェンプロパトリンという農薬がどのくらいついているかという調査表を出せという形でやりましたら、実際のところ、基準値以下ですと。私ども、独自で調べましたら、基準値内であったという形。ただ、現在は、あえてそれを使わないで、違う食材を使って栄養価をとるような形に配慮しております。ですから、そういった形で外国産のものはどうしても入ってしまうということがございます。

**藤本委員長** 分かりました。ありがとうございます。

国外の、ことに中国関係は特に心配でございますが、そのほかに国内産のものでもいろいろ報ぜられているようなことがありますので、そういう点も是非気を配っていただければというようにお願いいたします。

小林委員。

**小林委員** 私も食のことは心配してはいますが、今お話を伺って、給食の方は細心の注意を払っていただいているというように感じました。ですけれども、ここ一連の食の偽装問題で、やはり信頼関係だと思うんですね。業者がいくら無農薬だとか牛肉だとか言っても、言っていることと違ったことを実際はしていたわけですので、本当にどこまで信用できるかということなんですけれども、疑えばきりがないので、本当に信頼できる関係をつくっていく必要があるのではないかというように思います。

私も生協を利用していますし、生協の委員もやっています、実際、安心だと思って食べていたものが、私の買ったものにもミートホープの原材料が使われているものがあって、本当に安心だと思っていたものが裏切られて、これからも本当に大丈夫なのかという不安感があります。是非、安全なものを供給していただきたいと思います。

**藤本委員長** 立川では給食は、選択メニューの日というのがあるんですか。今報ぜられている、どこかの小学校で、トンカツかウナギかといって、メニューを選択する給食の日があって、子どもに選択させて採用するんだというのを。総務課長。

**渡邊総務課長** 給食課長は1年回っていませんので、その辺のことは私から代理に。立川市もやっております。年一遍、セレクト給食とかリクエスト給食ということで、子どもたちに、たしか3品目の給食を提示しまして、事前にその3品目のうちどれが食べたいかということでリクエストをとります。それで、当日、リクエストどおりの給食を出すという催しをやっております。それは小学校給食でやっております。

以上です。

### 閉会の辞

藤本委員長 よろしいですか。休憩もとらずに一気に進めてまいりましたけれども、以上で、本日予定した議事は全部終了しましたので、これをもって第 15 回教育委員会定例会を終了したいと思います。

次回は第 16 回でございますが、8 月 23 日木曜日、13 時 30 分からここで行うということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後 3 時 4 2 分閉会



署名委員



委員長